

## 令和4年度(2022年度) 認定こども園施設整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)、認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定)及び北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

### (補助事業)

第2条 補助事業は、次により実施する施設整備支援事業とし、本事業において、「施設整備」とは、下表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

#### (1)認定こども園整備

幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造とし、次に掲げる施設を対象とする。

設置主体は、学校法人又は社会福祉法人とする。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分(以下「学校教育部分」という。)

イ 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

ウ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

#### (2)防犯対策整備

幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備とし、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を対象とする。

設置主体は、学校法人又は社会福祉法人とする。

種類	整備区分	整備区分
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について、別紙1に定める対象事業に係る整備をすること。
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするために増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
整備	防犯対策整備	施設の防犯対策を強化するための、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備をすること。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、市町村とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象とする経費及び補助率は、次に掲げるものとする。

(1)補助対象経費

別表1(算定基準)で定める対象経費のとおり

(2)次に掲げる費用については、対象としないものとする。

ア 土地の買収又は整地に要する費用

イ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

ウ 職員の宿舎に要する費用

エ その他認定こども園の施設整備費として適当と認められない費用

(3)補助率は、市町村が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、補助対象経費の4分の1以内で補助を行うとき、これに対する市町村の補助対象事業に対し、補助対象経費の2分の1以内を交付する。なお、市町村が補助対象経費の4分の1以上で補助を行う場合も同様とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次の(1)により算出した額の合計額と(2)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)補助金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)、別表2(補助基準額表)で定める基準により算出した交付基礎額

(2)工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式。平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出すること。

[交付申請書に添付する書類]

- ・事業計画(実績)書(保福第1の2号様式)
- ・経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- ・事業予算書(保福第1の20号様式)
- ・補助金交付申請額(実績額)算出調書(保福第468号様式)
- ・事業計画書(保福第469号様式)

(交付の条件)

第7条 総合振興局長等は、補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

(1)補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。

ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

- (2) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにし、他の経理と区分して、別紙2の様式による調書を作成するとともに、収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保管しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、総合振興局長等の承認を受けず、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (4) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (5) 認定こども園施設整備事業を実施する場合、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、認定こども園法第3条第1項に基づく道の認定を受けること。ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- (6) 認定こども園施設整備事業を実施する場合、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても補助対象とすること。ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- (7) 認定こども園施設整備事業を実施する場合、幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分(認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。)、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分(保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。))については、補助対象とはしないこと。
- (8) 防犯対策整備事業を実施する場合であって、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- (9) この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総務部法人局学事課に事前に相談すること。
- (10) この補助金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (11) この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、補助金等交付申請取下書(保福第1の22号様式)を総合振興局長等に提出すること。

#### (補助事業の遂行)

第9条 市町村は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)を総合振興局長等に提出すること。

(補助の概算払申請)

第11条 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(保福第1の25号様式)を総合振興局長等に提出するものとする。

(概算払の決定等)

第12条 総合振興局長等は、第11条の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業を中止又は廃止する場合は、補助事業等中止(廃止)承認申請書(保福第1の23号様式)を総合振興局長等に提出すること。

(補助事業の遅延の届出)

第14条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに補助事業等執行遅延(不能)報告書(保福第1の24号様式)を総合振興局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 市町村は、補助事業の遂行及び支出状況について、総合振興局長等の要求があったときは、速やかに総合振興局長等に報告しなければならない。総合振興局長等は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(補助金の実績報告)

第16条 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

[実績報告書に添付する書類]

- ・事業計画(実績)書(保福第1の2号様式)
- ・事業精算書(保福第1の31号様式)
- ・補助金交付申請額(実績額)算出調書(保福第468号様式)
- ・事業実績報告書(保福第470号様式)

(補助金の額の確定等)

第17条 総合振興局長等は、実績報告書を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(変更承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除額に相当する額を減額するものとする。
- 3 総合振興局長等は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 総合振興局長等は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市町村が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく総合振興局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総合振興局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、市町村に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別紙3)を総合振興局長等に提出しなければならない。

- 2 総合振興局長等は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から適用する。